

令和8年3月第3回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年3月10日(火)

午前10時00分から午前10時40分

2. 開催場所 本庁舎 3階 会議室

3. 出席委員 (43人)

会長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 山懸将伸 3番 妹尾宗夫 4番 池田 実 5番 太田 明

6番 池田和道 7番 沼本通明 8番 樋口昌子 9番 入澤靖昭

10番 柴田博行 11番 松本正幸 12番 中山克己 13番 武村一夫

14番 吉岡 靖 15番 後藤 勤 16番 福島康夫 17番 池本 彰

推進委員 20番 平 義男 21番 梶原啓二 22番 西谷玲子 23番 中嶋久志

24番 井手宏治 25番 築澤安彦 26番 松下 功 27番 上田房次郎

28番 太安隆文 29番 白石壽平 30番 根本 章 31番 田中秀樹

32番 長尾 修 33番 二宗貴志 34番 高谷明弘 36番 浅田光明

37番 戸田典宏 38番 各務和裕 39番 東郷朝夫 40番 山中正義

42番 二若正次 43番 高見寛二 44番 佐子ゆかり 45番 筒井一行

46番 清水 晃

4. 欠席委員 (2人)

農業委員 2番 岡田耕平

推進委員 41番 池田久美子

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定
による農用地利用集積等促進計画の公告について

日程第4 議案第10号 再生利用が困難と見込まれる農地の非農地判断について

日程第5 報告第5号 農地の形状変更に係る届出について

日程第6 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約に
ついて

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 美甘真弓 主幹 柴田正人 主事 岡村侑磨

福田有子

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 皆さんおはようございます。
それでは、ただいまから令和8年3月総会のほうを開催いたします。
それでは、会長よりご挨拶よろしく願いいたします。

会 長 改めましておはようございます。
年度末ということで何かとご多忙中のところ、出席いただきまして大変ありがとうございます。寒の戻りということで冷え込んでおりますけど、今年は全国的に桜の開花が早いんじゃないかというような情報もあると思います。これから春に向かって進んでいくものというふうに思います。
世界情勢といえますか、中東のほうで戦争を行ってございまして大変な時期になっております。以前、昭和48年ですけど、オイルショックというのがあって物価の高騰等、いろんなことがございました。今年といえますか、この辺りでももうガソリンの価格が上がっております。これからほかのものにいろいろと影響が与えられるというふうに思います。何とか大きくならずに解決ができるように願っております。
それでは、3月総会をこれから開会したいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。
それでは、総会のほうを進めさせていただきます。
本日、欠席の委員、1名いらっしゃいます。2番委員から欠席の通告をいただいております。遅参の方はいらっしゃいません。よって、ただいまの出席委員は19名中18名でございます。定足数に達しておりますので、3月総会が成立しておりますことをご報告いたします。
それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を会長よろしく願いいたします。

議 長 それでは、これより議事に入ります。
本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。
日程1、議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

- 議長 異議なしと認めます。
それでは、議事録署名委員は、9番、 委員、12番、
 委員を指名いたします。
続きまして、日程2、議案第8号、農地法第3条の規定による
許可申請書の審議についてを議題といたします。
番号1、番号2については関連する内容ですので事務局より一
括して説明をお願いいたします。
- 事務局主事 議長。
議長 はい、事務局。
事務局主事 議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議につ
いて。
1ページをお開きください。
本日審議していただく案件は8件となります。農地法第3条第
2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結
果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしてい
ると考えます。
番号1でございますが、番号2と関連した申請ですので一括し
て説明いたします。
譲渡人、譲受人はともに北房の方になります。申請農地、番号
1、畑1筆267㎡、番号2、畑1筆357㎡を、交換により
ます所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願
いします。
- 議長 それでは、現地調査を行った結果について、22番推進委員さ
んから説明をお願いいたします。
- 22番推進委員 議長、22番です。
議長 はい、22番推進委員。
22番推進委員 番号1番につきまして、3月2日、譲渡人から聞き取り調査と
現地確認をいたしました。譲渡人の畑と畑の間に譲受人の畑が
ありますが、この畑は数年耕作していないのでイノシシが畑に
入ってくるし、ササや竹が大きくなり、我が家の畑にも影響が
あり、譲受人に交換を依頼いたしました。譲受人は親子6名で
生活しており、中心になっている息子さんは会社勤めをしてお
りますが、病弱な父に代わって休日は農業を頑張っており、ト
ラクターなど農業に必要な機械はそろっております。その他に
つきましては、左記に記載してあるようなことはありませんの
で審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございますが、市外、北房の譲渡人が、北房の譲受人に、申請農地、畑1筆257㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 議長。

議 長 はい、15番委員。

15番委員 15番です。
審議番号3について報告します。
現地確認を3月1日、譲受人と現地で確認を行いました。譲渡人とは電話にて確認いたしました。権利移転する理由ですが、譲受人と譲渡人の関係ですが、譲受人と譲渡人は同じ地区の住民です。譲渡人は社会人になる時点で市外に就職して家を離れておりました。親が農業を行っていましたが、両親とも他界して以降、譲受人の家で圃場を管理してもらっていたようです。圃場の場所は譲受人の家の隣の土地です。このたび譲受人の事情により隣の圃場を購入することとしたようです。譲渡人は今後も農業を行う気はないため、譲渡に応じたものです。譲受人の家族で2ヘクタールほどの水稻栽培を行っています。農機具もトラクター、田植機、コンバイン、草刈り機、乾燥機、もみすり機などを保有しており、今後も農業を行うとのことです。必要な作業人員ですが、世帯としては4名ですが従事するのは2名、補助として1名おられます。今後、子供夫婦が同居する予定を計画しているようです。その他指摘事項はありません。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号4でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田8筆8,387.82㎡、畑3筆850㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、1番委員さんから説明をお願いいたします。

1 番委員 議長。
議 長 はい、1 番委員。
1 番委員 1 番です。
番号4につきまして、去る2月28日に譲受人、譲渡人双方立会いの下、現地確認調査を行いましたのでご報告させていただきます。譲渡人は高齢でもあり、農地の維持管理につきましては、現状はもう既に長女である譲受人夫妻が行っております。今後も譲渡人につきましては高齢ということもあり農地の維持管理ができないということで、このたび生前贈与による権利移転を行うものでございます。譲受人は夫妻で既に譲渡人農地全てを維持管理しておりまして、今後におきましても水稻を主体に、一部野菜類も栽培し、適切に農地管理を行うものと思われまます。なお、農地管理に伴う必要な農機具につきましてはトラクター、コンバイン、田植機等全て所有しており、問題なく作業が行われるものと思っております。その他指摘事項につきましては特にございませぬ。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号5でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田6筆6, 526㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

30番推進委員 議長。
議 長 はい、30番推進委員。
30番推進委員 それでは、申請番号5番についてご説明いたします。
譲渡人は高齢となりまして後継者もないため、田んぼの維持管理ができなくなり、4年前より譲受人に耕作をしてもらっておりましたが、このたび売買による話が決まり3条申請となりました。譲受人の耕作状況でありますけれども、地域の大型農家であり問題はないと考えられます。その他の指摘事項はございませぬので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、番号6について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主事 議案の2ページ目をお開きください。
番号6でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆3,050㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いいたします。
はい。

30番推進委員 それでは、番号6番について説明いたします。
譲渡人が高齢で病気でもあり、後継者もないことから、自分の田んぼの近くである譲受人に相談いたしましたところ、売買による話合いがまとまり3条申請となっております。譲受人の耕作状況でありますけれども、譲受人は50年余り農業を行っており、問題はないものと考えております。その他指摘事項はございませんので、審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、番号7について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号7でございますが、久世の譲渡人が、同じく久世の譲受人に、申請農地、畑1筆1,257㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 この案件は私が担当となっておりますので説明させていただきます。
3月5日に現地調査を行い、譲受人、譲渡人双方に立ち会っていただいて話を伺いました。譲渡人宅ではこの農地でブドウを栽培しておりましたけど、夫の方が亡くなって労力的にも栽培ができなくなったということでもあります。4年前より、この部落より隣の部落に住まわれております譲受人にこの農地を貸して、譲受人がブドウ栽培を続けて行ってきたところでございます。このたび双方で売買の話がまとまりましたので所有権移転するものであります。譲受人の耕作状況ですけど、譲受人は自分所有の農地はありません。この農地を借りて栽培しておりました。4年間、この農地でブドウを栽培してこられましたので、今後も続けていきたいということでございます。譲受人は会社員でありまして勤めに出ておられますけど、休日等を利用して農作業をされているところでもあります。父親がおられまして、父親、家族の協力ということもありまして一緒に栽培され

るということでありました。4年間の実績がありますので、今後もずっと続けていかれるということでございます。そのほか指摘事項はありません。

以上であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。それでは続きまして、番号8について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号8でございますが、市外の譲渡人が、勝山の譲受人に、申請農地、田3筆4, 062㎡、畑4筆657㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、14番委員さんから説明をお願いいたします。

14番委員 議長。

議長 はい、14番委員。

14番委員 14番です。

審議番号8番につきまして報告します。

2月28日に譲受人立会いで現地を確認し、話を伺いました。譲渡人には、県外在住につき電話で確認をいたしました。申請地は耕作されている田と不耕作の畑です。両者は親戚関係で、申請地は長年にわたり譲受人が管理を任されていた農地です。今回贈与の話がまとまり、譲受人が申請地を取得することとなったものです。譲受人の耕作状況ですが、申請地を含めた水稲80アールほどを耕作しており、米の苗作りから乾燥調整まで行う、小さいですが専業の農家です。農繁期には家族の手伝いもあり、また今まで管理してきた農地でもありますことから、申請地取得後も問題なく管理されるものと思います。指摘事項はありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議
ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請書の
審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第9号、農地中間管理事業の推進に
関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進
計画の公告についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事

議長。

議 長

はい、事務局。

事務局主事

議案第9号、農用地利用集積等促進計画の公告について。

議案3ページをお開きください。

本件は一括方式となっており、農地中間管理機構である岡山県
農林漁業担い手育成財団が農地の貸手から賃貸借権等の設定を
受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手に対して転貸
による貸借権設定を同時に行うもので、田64筆、畑2筆が貸
借権設定されるものでございます。案といたしまして、令和8
年4月10日付で公告の予定でございます。内容については全
件とも問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろ
しく願います。

議 長

それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議 長

ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議
ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第9号、農地中間管理事業の推進に関する法律第
19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告に
ついては、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程４、議案第１０号、再生利用が困難と見込まれる農地の非農地判断についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹
議 長

議長。

はい、事務局。

事務局主幹

議案第１０号、農地法第３０条の規定に基づく利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査により、再生利用が困難と見込まれる農地に対して非農地判断した件について、本日ご審議いただく案件は７１７筆でございます。

９ページをご覧ください。

今回、ご審議いただく対象農地は農地パトロール、所有者からの非農地の申出と事務局の現地確認結果を基に所有者または管理者へ非農地の事前通知を送付し、非農地とすることに承認いただいた筆でございます。本日議決された後には、所有者または管理者へ非農地通知書を送付し、当事務局で管理している農地台帳からの除外を行います。あわせて、当事務局から法務局に対して地目変更届の申出を行う手続を進めます。これにより、登記官の職権により農地から農地以外の地目へ変更することとなります。

以上、お目通しの上、ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか、よろしいですか。

＜「質疑なし」の声＞

議 長

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第１０号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第１０号、再生利用が困難と見込まれる農地の非農地判断については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程５、報告第５号、農地の形状変更に係る届出について、日程６、報告第６号、農地法第１８条第６項の規定による農地の貸借の合意解約についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

